

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名	兼 松 株 式 会 社
代表者	代表取締役社長 下嶋 政幸
(コード番号)	8020 東証1部)
問合せ先	広報・IR室長 渡部佳津子 (電話番号 03-5440-8000)

### 執行役員制度の拡充にともなう定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会においてガバナンス体制強化の一環として執行役員制度の拡充にともない本年6月下旬開催予定の第120回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

当社は、今般ガバナンス体制を見直すこととし、経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図ると共に、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を拡充することといたしました。

かかる執行役員制度の拡充にともない、以下のとおり現行定款を一部変更するものであります。

- ①執行役員に関する規定を新設する。
- ②執行役員制度の拡充にともない、役付取締役は会長、社長および副社長のみとし、副会長を廃止、専務および常務は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除等、所要の変更を行う。
- ③上記の変更にともない、条数の変更を行う。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>第 20 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 21 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 <u>26</u> 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>第 20 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 21 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 26 条 (執行役員)</u> <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第 <u>27</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 24 日 (予定)  
平成 26 年 6 月 24 日 (予定)

以 上